最終更新日：2021年4月1日

株式会社菱友システムズ
取締役社長 尊田　雅弘
問合せ先：03-6809-3750
証券コード：4685
http://www.ryoyu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針は以下のとおりです。

当社は、コーポレートガバナンスを、「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」と「ステークホルダーからの経営に対する信頼確保」のための重要な経営課題と認識し、これを基本的な考え方としている。
当社は、「闊達で建設的な議論」と「迅速で的確な意思決定」ができる体制を構築し、その下で行われる経営活動を、
(1) 法令の遵守、公正性と透明性の確保、
(2) 社会・株主・従業員への配慮、
(3) 経営資源活用と業務の有効性・効率性、
の観点からモニタリングするとともに、株主・投資家に対して適時・適切な開示を行うよう、継続的にコーポレートガバナンスと内部統制システムの強化を図っていくことを基本方針としている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針］
当社における株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)(2) 株主・投資家等との対話全般についてはIR担当部門長が統括し、企画、経理、総務、広報、法務等の関連部門の担当者との十分な情報共有を通じて、IR活動における有機的な連携を確保する。
(3) IR担当部門長および企画経理部が、新聞メディア等を含めて、株主・投資家等からの取材・問い合わせに対して積極的に対応する。
当社の経営戦略や事業環境に関する株主・投資家等の理解を促進するため、当社ウェブサイトによる情報開示については、開示内容の充実とタイムリーな掲載に努める。
(4) 株主・投資家等との対話を通じて得られた意見・要望は、所管部署で取り纏め、代表取締役および担当役員等にフィードバックする。
重要な意見・懸念については取締役会に報告し、情報の共有を図る。
(5) 株主・投資家等との対話の際には、未公表の重要事実の取扱いについて、金融商品取引法等の関連法令を遵守するとともに、インサイダー取引防止を目的とした社内規則を定め、情報管理に十分留意する。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
三菱重工業株式会社	398,020	31.38
菱友社員持株会	300,040	23.65
株式会社ブロードピーク	59,700	4.71
三菱電機株式会社	56,600	4.46
株式会社光通信	46,200	3.64
加藤　眞人	38,000	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	31,000	2.44
東京海上日動火災保険株式会社	15,040	1.19
吉田　知広	13,900	1.10
石塚　文代	13,800	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高浦　勝寿	他の会社の出身者					○		○				
馬塲　公敏	他の会社の出身者					△						
山﨑　眞樹	他の会社の出身者					△		△				
相澤　至昭	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高浦　勝寿			高浦勝寿氏は、当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人でありますが、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。	高浦勝寿氏には、製造業及びIT分野での豊富な知識と経験に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。

馬塲　公敏			馬塲公敏氏は、平成16年3月まで当社の取引先である三菱自動車工業株式会社の使用人でありましたが、既に退職から10年以上が経過しております。また、同氏は現在、非上場会社の代表取締役でありますが当該会社と当社との間に特別な利害関係はありません。従いまして、当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。なお、三菱自動車工業株式会社は平成28年7月まで当社の大株主でありました。	馬塲公敏氏には、IT分野及び経営者としての豊富な知識と経験に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。
山﨑　眞樹	○	○	山﨑眞樹氏は、平成14年3月まで当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人でありましたが、既に退職から10年以上が経過し、当社と同氏との間には特別な利害関係はありません。従いまして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。	山﨑眞樹氏は上場企業の監査役の経験を有しており、同氏が長年にわたり企業のコーポレート部門の業務に従事し、監査役としても活躍されてきた豊富な経験と幅広い知識を、当社の監査等に活かしていただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 なお、同氏を独立役員に指定しておりますが、同氏は他社での現任の監査役としての知見に加え、社会人として人格の面でも申し分なく、一般株主保護の観点から独立役員としての職務を充分遂行できると考えております。
相澤　至昭	○		相澤至昭氏は、当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人でありますが、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。	相澤至昭氏には、製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に活かしていただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができるものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置いておりません。
内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮に従うものとし、内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行うことにより執行部門からの独立性と内部統制室の要員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人と定期的に情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、内部統制室が実施する監査への立会いなど緊密な連携を図っております。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制室あるいは関連部門から定期的または個別に報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役のうち常勤者に対し、報酬へのインセンティブ付けのため、基本報酬に加えて、前事業年度の業績に応じた業績加算金（賞与）を支給することとしております。
基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬（賞与）の支給割合については、業績連動報酬（賞与）支給額の上限を基本報酬（固定報酬）の35%としております。業績連動報酬（賞与）に係る指標は、当社及び当社の完全子会社1社の連結売上に対する当該2社の連結経常利益の割合（以下「当該経常利益率」とします）及び当該2社の連結経常利益額（以下「当該経常利益額」とします）であり、当該指標を選択した理由は、当社及び当社の完全子会社の継続的な事業活動によって得た利益である当該2社の連結経常利益と賞与を連動させることが、インセンティブ付けとして有効と判断したためであります。
業績連動報酬（賞与）は、当該経常利益率が5%を達成した場合に、当該経常利益額に応じて設定した割合を基本報酬（固定報酬）額に乗じた金額を支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第52期（2020年3月期）
監査等委員でない取締役の報酬105百万円（うち社外取締役に支払った報酬は2百円）
監査等委員である取締役の報酬15百万円（うち社外取締役に支払った報酬は2百円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・監査等委員でない取締役
監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬を基本報酬（固定報酬）及び業績連動報酬（賞与）により構成することとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、基本報酬（固定報酬）については各取締役の職務とその遂行状況に応じて、業績連動報酬（賞与）については当社の業績を踏まえて決定しております。
監査等委員でない取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月22日であり、当該決議により報酬限度額を年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）としております。
監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は取締役社長であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬内規に定めております。

・監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬を基本報酬（固定報酬）のみで構成することとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月22日であり、当該決議により報酬限度額を年額40百万円以内としております。
個別の報酬額については、監査等委員会において協議のうえ決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、人事総務部が行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

相談役・顧問等を設置する可能性はありますが、現在対象者はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 企業統治の体制の概要
当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。
当社は、取締役8名（うち、監査等委員である取締役3名）中4名（うち、監査等委員である取締役2名）を社外から選任し、経営監督機能の強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議に従い、取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を進めており、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことを可能としております。
更に取締役会から取締役社長へ委任された業務執行の決定の審議機関として経営執行会議を置き、取締役社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っております。
また、当社は、執行役員制度を導入しており、これにより、経営の意思決定及び業務執行の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化し、経営の効率化・迅速化を図っております。
(2) 内部監査及び監査等委員会の活動の状況
当社は、内部統制室に人員を9名配置し、年度毎の内部監査方針に基づき社内規定の遵守状況、事業活動全般の適正性・効率性等について内部監査を実施しております。
また、当社の監査等委員会は取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。
監査等委員会は、常勤の監査等委員を1名置くとともに、監査等委員会が選定した監査等委員（以下、「選定監査等委員」という）が経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席することで、業務執行の状況を把握、監視します。これらの重要会議に選定監査等委員が出席できないときは、補助部門である内部統制室より選定監査等委員に対して会議内容の報告を行います。また、監査等委員会は、必要に応じ取締役からの聴取や業務執行に関する重要な文書・帳簿の閲覧、各拠点への往査による監査を実施します。監査等委員は、監査等委員でない取締役及び会計監査人である監査法人と定期的な意見交換を行います。
こうした監査等委員会の監査業務をサポートするため、内部統制室は、監査等委員会の指揮命令のもと、監査等委員会の円滑な職務遂行を補助しております。
(3) 会計監査の状況
当社は、会計監査業務をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当該監査法人の継続監査期間並びに当社の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士（指定有限責任社員、業務執行社員）の氏名及び当社に係る継続監査年数は以下のとおりであります。
継続監査期間　29年間
横内　龍也　　継続監査年数3年
江村　羊奈子　継続監査年数4年
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他18名です。なお、その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。
(4) 社外取締役
当社は、健全で透明性のある経営を図るため社外取締役を4名（うち、2名は監査等委員である取締役）選任しております。
社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する明文化された基準又は方針はありませんが、当社と社外取締役との間に特別な利害関係はなく、社外取締役は当社から独立していると認識しております。
なお、社外取締役高浦勝寿氏及び相澤至昭氏を使用人としている三菱重工業株式会社は、当社のその他の関係会社であります。
また、当社は、社外取締役山﨑眞樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
(5) 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実と、経営の意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図る目的で、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を持つことにより業務執行への監査・監督機能を強化することができ、業務執行決定権限を取締役へ委任することができる監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、可能な限り集中日を回避して設定しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知を、発送前に当社ホームページ等に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報を当社ホームページ並びに東京証券取引所ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関連する業務は、企画経理部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス指針」を定め、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質な製品やサービスの提供を通じて社会に貢献することを本務としており、 1．お客様情報の安全を確保すること、 2．よき企業市民として社会と共生すること 等の意識付けを社員に行っております。 なお、「コンプライアンス指針」は、当社ホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社の活動をステークホルダーの皆様にご理解いただくためには、適切な情報開示を行うことが不可欠であると認識しており、重要事実を、適時・適切に開示しております。 また、ホームページや会社案内等の充実を図ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており、また、年1回内部統制システムの整備・運用状況を取締役会に報告しております。この取締役会決議の内容は、次のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

(2) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮に従うものとし、内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行うことにより執行部門からの独立性と内部統制室の要員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、および通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

(5) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

(7) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。

・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

(8) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。

・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

(9) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。

・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

(10) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。

・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

(11) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。

・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(12) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。

・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。

・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス指針において反社会的勢力には毅然とした対応を行う旨、方針を定め全社員に周知を図っております。
また、この方針に関する統括責任部署を設置し、必要に応じて迅速な行動をとるための体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は模式図のとおりであります。

＜コーポレート・ガバナンス体制の模式図＞

